



Topic 01

一 社労士による無料相談会開催します

従業員の雇用や労務管理、社会保険手続きなど、事業運営に関するお悩みについて、社会保険労務士による無料相談会を開催します。

日頃気になっていることや、専門家の意見を聞いてみたいことがありましたら、この機会にぜひご利用ください。(働き方改革に係る助成金の相談もOKです。)

相談は事前予約制です。ご希望の方は紫波町商工会まで電話またはメールにてお申込みください。

紫波町商工会 TEL：019-672-2244 MAIL：shiwa@shokokai.com

Topic 02

一 後藤ミツ子さん 令和8年度いわて男女共同参画社会づくり功労者表彰受賞

今年度の「いわて男女共同参画社会づくり功労者」に、紫波町商工会元女性部長の後藤ミツ子さんが選ばれ、先日岩手県庁にて表彰式が行われました。

後藤さんは昭和62年に女性部に入部して以来、副部長や部長を務め、女性部活動の発展に尽力されました。また、岩手県商工会女性部連合会の会長として女性リーダー育成を推進し、コロナ禍においても研修機会を確保するなど積極的な活動を続けられました。さらに地域の各種委員も務め、女性の社会参画促進に大きく貢献されたことが高く評価され、今回の受賞へとつながりました。

このたびのご受賞を心よりお祝い申し上げるとともに、今後もその豊かな経験を活かし、多くの方々に希望と活力を与えられるご活躍をお祈り申し上げます。



Topic 03

一 「物価高騰対策支援金」の申請をお忘れではありませんか？

町では、エネルギーや食料品価格の高騰により影響を受けている町内事業者を支援するため、支援金を支給します。未だ申請がお済みでない方は、ぜひご利用ください。

○申請対象者

法人：町内に本店登記所在地があること。

個人：町内を納税地としていること。

※その他要件がありますので詳しくは、商工会HPにございます募集要項を確認願います。

○支給額

法人：140,000円 個人：60,000円

○受付締切 令和8年8月21日(金)

○申請先 紫波町商工会 TEL 019-672-2244 (平日9時～17時 土日祝、12時～13時除く)

○その他

※必要書類等は商工会HPよりダウンロードし、記入押印の上、必ずご自身で控えを取ってから提出してください。

※役場での白色申告の場合、収受印のある申告書と収支内訳書を提出してください。



「紫波町グルメマップ vol.11」 企業広告掲載募集

紫波町商工会では、本年も「紫波町グルメマップ vol.11」を発行いたします。発行にあたり、企業広告の掲載事業所を募集しております。掲載をご希望の方は、別紙申込書に必要事項をご記入のうえ、7月10日（金）までにお申し込みください。詳しくは別紙をご覧ください。

紫波町まちづくりアンケートへのご協力をお願い

紫波町では、今後のまちづくりの方向性を検討するため、アンケート調査を実施しています。事業者の皆さまの率直なご意見をお聞かせください。スマートフォンから簡単に回答できますので、ぜひご協力お願いいたします。詳細は同封のアンケートをご確認ください。

経営革新計画を策定しませんか？

経営革新計画とは、会社を成長させるための作戦です。
新しい商品やサービスの開発、仕事の効率アップなどを目指します。

計画策定のメリット

- ① 補助金の採択率UP (ものづくり補助金など)
- ② 別枠の融資・保証 (低利融資の活用)
- ③ 法人税の減税 (設備投資の優遇措置)
- ④ 販路開拓支援 (展示会出展などの補助)

活用の具体例

【製造業】最新設備を導入し新分野へ参入！補助金採択で投資を賢く抑える。
【食品・加工業】地元食材の冷凍食品を全国へ。低利融資で開発費と販路を確保。
【サービス】IT活用で新サービスを開始。県のお墨付きで大手との取引もスムーズに。

商工会支援の内容

- ✓ 計画策定のポイントをご提案
- ✓ 計画書作成サポート
- ✓ 申請書類の準備・提出支援
- ✓ 認定後の活用方法のご提案

あなたの新しい挑戦に、
行政機関が『太鼓判』を押す公的な制度です。
興味のある方は是非、商工会へお問合せ下さい。

岩手県経営革新計画について→



「もしも」の備え、見直しませんか？手頃な掛金で安心をプラス！ 「会員福祉共済」

商工会では、会員の皆様が安心して事業経営や日々の生活を送れるよう、手厚い保障を低廉な掛金で実現した「会員福祉共済」をご用意しております。

昨今、予期せぬ病気やケガのリスク管理は、個人・経営者問わず極めて重要です。この機会に、現在のご加入状況をぜひ見直してみませんか？

詳しくは別紙をご覧ください。

★ こういう時に役立ちます！（給付事例）★

病気による入院：急な手術と2週間の入院費用の負担に。
不慮のケガ：階段で転倒し、通院が必要になった際の通院費に。
万が一の時：ご家族の当面の生活資金や、事業の運転資金として。



商工会員※の方だけが
入れる特別な共済ですよ。

※加入範囲：会員とその家族、会員企業の従業員とその家族であって健康な方が対象です。

